
第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範囲に渡るため、急速に変化する社会情勢を見極めながら進めていく必要があります。町全体で本計画を推進していくため、関係課や関係団体と横断的な連携を図りながら、施策に取り組んで参ります。

町では、本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、外部有識者から構成されている「山辺町男女共同参画推進委員会」、町の各課長で構成されている「山辺町男女共同参画推進本部」を設置しております。

2. 国・県などとの連携

男女共同参画の各種施策については、より効果的に施策を推進していくため、国や県、近隣市町との連携に努めて参ります。

3. 町民及び諸団体との連携

計画を推進するにあたっては、家庭、学校、地域、団体、事業所などと連携し、町民と協働して取組みを進めて参ります。

4. 計画の進行管理

男女共同参画の各種施策については、目標の実現に向けた取組みとして実効性のあるものとするため、年度毎に山辺町男女共同参画推進委員会や山辺町男女共同参画推進本部において評価・検証作業を行います。その評価・検証結果は、次年度の施策や、次期計画の見直し等に反映させていきます。